

第4号様式（その1）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令り第68号

令和元年7月3日

住所 綾瀬市早川2605番30

氏名 武田商事株式会社

代表取締役 武田 敬 様

コピー厳禁

綾瀬市長 古 塩 政 由



令和元年6月6日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市早川2605番30 武田商事株式会社
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和元年7月4日～令和3年7月3日
条 件	別紙のとおり